

保 育 所 転 園 申 込 書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区福祉事務所長

住 所 中央区

保護者

氏 名

電話 ()

下記のとおり令和 年 月の初日から転園したいので、申し込みます。

申し込みにあたり、裏面の「転園申し込みに関する確認事項」については、すべて確認し、同意しました。

記

児 童 名	生年月日	クラス	在 園 中 の 保 育 所	転 園 希 望 の 保 育 所
ふりがな	年 月 日	歳児		
ふりがな	年 月 日	歳児		
ふりがな	年 月 日	歳児		
転園先での月極延長保育の希望 有 ・ 無 「有」の方は、併せて月極延長保育申込書を提出してください。				
父 母 の 状 況 (1) 認定事由 (2) 事由の現況 (3) 申込児童 以外の出産	母	(1) 就労・就学・求職・疾病・介護・出産・育児休業 (2) 日数 日/月 時間 時間/日 (3) 出産(予定)日(令和 年 月 日)		
	父	(1) 就労・就学・求職・疾病・介護 (2) 日数 日/月 時間 時間/日		
転園を希望する 理由(具体的に)				

転園申し込みに関する確認事項

転園の申し込みについては、「保育園のごあんない」をお読みいただき、内容を十分理解した上で、行っていただくようお願いいたします。申し込みに当たり、特に重要な事項を以下に記載しておりますので必ずご確認ください。

- 1 申込内容に虚偽があった場合、または提出した就労証明書等に記載されている内容と、転園の内定もしくは決定時の実態に差異があった場合は、内定・決定を取り消します。
- 2 転園が内定した場合は、元の園には戻れません。内定を辞退した場合、または内定・決定が取り消しとなった場合は退園となります。
- 3 申込書の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または転園希望月の属する年度の末日のうちいずれか早い時期となります。転園できなかった場合でも、申込書の有効期間内であれば毎月利用調整を行い、転園が内定する可能性があります。転園の意思がなくなった場合は、必ず「保育所入所（転園）申込取下届」を提出してください。なお、取り下げとなるのは、提出日の直近の締切日となる希望月からとなります。
- 4 育児休業を取得している場合、教育・保育給付認定における保育の必要性の事由は「育児休業」となっています。この場合、利用調整においては「出産」の指数を準用します。
- 5 兄弟姉妹で申し込みをする方は、別紙「兄弟姉妹条件確認表」をご記載ください。
- 6 お子さんの健康状態について、以下の項目のうち、該当するほうにチェックしてください。記載がない場合、健康状態は「良好」として取り扱います。
なお、疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合は、健康状態調査書をご提出ください。
また、その申し出がなく転園内定後に判明した際は、内定を取り消しすることがあります。その際は、元の園も退園になります。

お子さんの健康状態について

- 健康状態は良好です。
- 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある場合
※健康状態調査書をご記載ください。

- 7 転園先で月極延長保育の利用を希望する方は、併せて月極延長保育申込書を提出してください。